

H D P – 6 9 B 型輸送容器の容器承認に係る審査書

令和 2 年 8 月 27 日
原規規発第 2008271 号
原子力規制庁

1. 審査の結果

東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から提出された「容器承認申請書」（令和 2 年 7 月 17 日付け発 20NFC(TE) 18。以下「申請書」という。）については、審査の結果、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項の技術上の基準のうち容器に関する基準に適合しているものと認められる。

2. 申請の概要

（1）輸送容器の名称

H D P – 6 9 B 型

（2）承認容器の数

1

（3）設計承認番号

J / 2 0 1 1 / B (M) F – 9 6 (Rev. 2)

（4）核燃料輸送物の種類

B M型核分裂性輸送物

3. 審査の方針

容器承認申請の審査に当たっては、当該輸送容器が、法第 59 条第 1 項の技術上の基準である、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「規則」という。）のうち容器に関する基準に適合していることについて確認する。

本申請に係る輸送容器は、平成 31 年 3 月 29 日付け原規規発第 1903293 号をもつて核燃料輸送物設計承認書の交付を受けており、当該輸送容器の設計及び当該輸送容器で運搬することを予定する核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する確認を終えている。

また、当該輸送容器は平成 27 年 10 月 14 日付け原規規発第 1510143 号をもつて容器承認書の交付を受けており、輸送容器の変更を伴わない設計変更により、平成 31 年 3 月 29 日付け原規規発第 1903293 号をもつて核燃料輸送物設計承認書の交付を受

けた後の容器承認申請であることから、当該輸送容器の製作の方法、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び当該輸送容器の製作の方法に従って製作されていること、当該輸送容器に係る品質管理の方法等の確認を終えている。

したがって、本申請の審査においては、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び当該輸送容器の製作の方法に適合するよう維持されていることを確認する。

4. 審査の内容

申請者は、核燃料輸送物設計変更承認申請書（平成 30 年 7 月 20 日付け発 18NFC(TE)025）で定めたとおり、輸送容器を保管するとともに、定期自主検査を 1 年に 1 回実施し、当該輸送容器の性能が維持されていることを確認したとしている。

原子力規制庁は、申請者が、定期自主検査を 1 年に 1 回実施し、当該輸送容器の性能が維持されていることを確認したことをもって、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び当該輸送容器の製作の方法に適合するよう維持されていることを確認した。